

「福祉のまちづくり支援事業」（令和4年度事業）実施要領

1 目的

地域の新たな福祉ニーズに応えるため、先進的な拡充事業や募金への理解促進につながる地域還元型事業に対して助成することにより、「福祉のまちづくり」を推進し、地域で安心安全な暮らしを支える体制づくりを目指します。

2 助成対象事業

佐賀市内における地域福祉活動を推進する事業を対象とし、かつ、地域住民に共同募金が地域で活用されていることを広く周知できるものとする。（また、感染防止対策について充分配慮した事業内容となるよう留意してください。）

（1）安心・安全なまちづくり支援事業

- ・防犯や防犯対策への取り組みを通じ、地域で安心して暮らせるまちづくりを目的に活動する事業

例)

- ① 地域における防犯や安全なまちづくり活動（防犯活動のためののぼり、腕章、ベスト、ジャンパー、キャップ、ステッカー等）
- ② 地域における防災や減災活動の環境整備（自主避難所や避難・防災訓練研修等にかかる資機材整備）
- ③ 地域における福祉推進事業開催時の感染防止対策（体温計、フェイスガード、マスク、消毒液、空気清浄器等）

（2）地域福祉推進拡充事業

- ・「安心・安全なまちづくり支援事業」をより充実させる先進的拡充事業

例)

- ① 見守りや支え合い活動を推進するための事業（地域懇談会開催や災害対策講習会、見守りキット整備や防災マップの作成等）
- ② 地域の繋がりをもつための居場所、交流の場のための拠点整備支援事業（空き店舗等や企業の建物の一部を利用し、交流スペースの環境整備、小地域活動を推進するための拠点整備等）
- ③ リモート等による福祉活動の推進事業（リモート等による先進地との交流や小地域での会議等）
- ④ 困りごと支援事業（生活困窮者支援、不登校・引きこもり等についての研修、ゴミ屋敷の片付け等）

3 助成対象団体

共同募金の趣旨を理解し、共同募金運動に積極的に参画、推進する団体とする。

（1）校区自治会

※校区で取り組む事業を原則とする。事業により単位自治会の申請も認めるが、小学校区内より1箇所とする。

（2）地区民生委員児童委員協議会

（3）校区社会福祉協議会、市社会福祉協議会

4 対象事業年度

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日までに実施する事業）

5 助成計画総額(予定) 2,500千円 ※募金実績に応じての助成になります。

6 助成基準

- (1) 申請は、各校区1団体までとする。
- (2) 事業費総額10万円以上の事業を対象とする。ただし、公的補助や他の財源（民間補助金及び助成金）との併用事業及び、2年連続の同一事業は助成対象としない。
- (3) 助成金額は、事業費総額の8割（千円未満の端数が生じる場合については、その端数を切り捨てた額）とし、24万円を上限とする。

7 対象経費

申請事業にかかる諸謝金、旅費、消耗品費、印刷費、食糧費（講師等指導者昼食代、食材料費、茶菓子代等）、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料、広報費、手数料、修繕費、備品費

≪直接、福祉推進事業を伴わないもので、次に掲げるものは助成の対象としない≫

- ① 下部組織への助成を目的としたもの
- ② 団体の運営費
- ③ 事務機器の整備
（リモート等による地域福祉推進事業に必要な場合は可とする。）
- ④ 行政所有の建物に常設する設備備品等
- ⑤ 団体スタッフやボランティアへの謝礼等（交通費、打ち合わせ会議等に関わるお茶代）
- ⑥ 申請団体のユニフォームとしての整備

8 申請方法及び助成決定時期

(1) 申請方法 「福祉のまちづくり支援事業申請書様式」に必要書類を添付し、佐賀市社会福祉協議会へ提出。

(2) 申請締切 令和3年12月24日（金）

(3) 助成金決定時期 令和4年4月（佐賀県共同募金会主催の「赤い羽根感謝つどい」で決定されます。）

※申請内容について審査し、申請団体へ通知します。

※審査等によって、減額する場合や助成しない場合があります。

9 助成決定後の流れ

(1) 助成金の交付 助成対象団体は、「決定通知書」を受け取った後、佐賀市社

会福祉協議会（佐賀県共同募金会佐賀市支会）へ請求書を提出し、助成金の交付を受ける。

- (2) 事業報告 事業完了後1か月以内に、事業完了報告書を、佐賀市社会福祉協議会へ提出する。

10 その他留意事項

(1) 助成決定後の事業内容変更について

決定後、やむを得ず変更が生じる場合は、佐賀市社会福祉協議会へ事前に相談すること。

※変更申請書の提出が必要です。(見積書等の提出をお願いする場合があります。)

(2) 助成金の返還

次に掲げる事項に該当すると認められた時は、助成金の全額、または一部の返還を求めることがある。

- ① 事業費総額が、助成金交付額を下回ったとき
- ② 事業が適正に実施されなかったとき
- ③ 本事業実施要領の規定に違反したとき

(3) 助成事業の広報

- ・助成を受けたときは、共同募金助成事業で整備した旨を備品等に明示することとし、見積書にその経費を必ず計上すること。
- ・助成決定となった事業は、広報の一環として共同募金会作成のチラシや社会福祉協議会ホームページ等に掲載する場合がある。

11 問い合わせ先

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会 (担当：総務課)

佐賀市兵庫北三丁目8番36号 ほほえみ館内

TEL 0952-32-6670 FAX 0952-32-6665

Email soumu@scshakyou.jp